居宅介護サービス導入時の確認シートについて

訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの併用時等居宅介護サービスを導入する場合は、居宅介護サービス導入時の確認シート、アセスメントシート及びケアプランの提出をお願いします。

この確認シートは、介護保険法で提出を求められている書類ではありませんが、介護保険の適正な運用の為、ケアプランに位置づけする際にはご提出ください。

１　提出書類（提出書類はサービス担当者会議後概ね１か月以内にご提出ください。）

　　①居宅介護サービス導入時の確認シート

　　②アセスメントシート（写）

　　③ケアプラン（写）

２　提出時期

新規利用：提出が必要な居宅サービス内容の算定が必要となった時

・訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの併用

・訪問リハビリテーションと通所介護の併用

・通所介護について２事業所以上利用

・通所リハビリテーションについて２事業所以上利用

・通所介護と通所リハビリテーションの併用

・ロングショート中の福祉用具貸与

３　提出が必要な居宅サービス内容

４　その他

　　・計画作成時、事前にアセスメントシート及びケアプランの提出の必要はありません。

・計画作成に関して、事前に相談がある場合は、高齢者支援課までご相談下さい。

**居宅介護サービス導入時の確認シートに関するＱ＆Ａ**

Ｑ１　訪問リハビリテーションについて、理学療法士等による訪問看護も同様の扱いになりますか。理学療法士等による訪問看護と通所リハビリテーションの併用の場合も提出が必要ですか。

Ａ １　同様に提出をお願いします。

Ｑ２　通所介護と通所リハビリについて、通所している目的が違う場合も提出が必要ですか。

Ａ ２　必要です。

Ｑ３　継続してサービスが必要な場合、再度提出は必要ですか。

Ａ３　提出の必要はありません。

Ｑ４　ケアマネジャーが変更することとなりました。認知症状があり、週６日通所介護が必要な状態であり、前任のケアマネジャーが確認シートを提出していました。再度確認シートの提出は必要ですか。

Ａ４　事業所内で担当者が変更する場合は、再度提出する必要はありません。事業所が変更となる場合、今後担当するケアマネジャーが、アセスメント後継続して同様のサービスが必要と判断した場合は確認シートなどご提出ください。